

# 水洗便所等改造資金に係る助成制度について

## 1. 助成金の概要

この助成金は、供用開始となった日から3年以内にくみ取り式便所を水洗にして公共下水道に接続される方、合併浄化槽・単独浄化槽の機能を廃止して公共下水道に接続される方に1受益地につき1件お支払いするものです。

助成金の額は改造工事に要した費用の50%以内で、限度額は下記のとおりです。

区 分	限 度 額
供用開始の日から1年以内の接続	10万円
〃 1年を超え2年以内の接続	8万円
〃 2年を超え3年以内の接続	5万円

※町税等の滞納がある場合や新築の方、3年経過後の工事は、助成の対象にはなりません。

## 2. 助成交付申請書・町税等納入状況調査承諾書

- ・排水設備等計画書（変更）確認申請書を提出される際に提出してください。
- ・「町税等納入状況調査承諾書」は広川町に納税されている方の専用様式です。広川町での納税がない方は、納税されている市町村の役所の税務課から「市町村税の滞納のない証明書」をとって提出してください。

## 3. 交付決定通知書

- ・上記確認申請書の審査後、町から申請者あてに送付します

## 4. 実績報告書・助成金交付請求書

- ・排水設備工事が終わった後で、排水設備工事完了届、公共下水道使用開始届を提出される際にいっしょに提出してください。なお、実績報告書には改造工事に要した費用を証明する書類を添付してください。
- ・請求される金額は、工事の申請時と完了時で変わることがありますので、町で実績報告に基づき記入します。金額は記入されないようお願いします。
- ・請求書は封筒に入れ、封をして指定工事店の方に預けて下さい。お手数かけますが、個人情報保護のために、ご理解をお願いします。

## 5. 助成金の交付

- ・実績報告書を確認し、交付金額の確定後に請求書で指定された口座へ振り込みます。